

インターネット公有財産売却（自動車）の流れ

【参加条件】

18歳以上で日本語を完全に理解し、大船渡市インターネット公有財産売却ガイドラインなどを厳守できる方に限ります。

また、事前に保証金を納付した方に限ります。

- ① ログイン ID の取得
 - ・ KSI 官公庁オークションのページにアクセスし、ログイン ID を取得してください。
 - ・ ログイン ID 取得の説明については、KSI 官公庁オークションのページをご覧ください。
- ② 入札参加仮申し込み手続き
 - ・ 申込み前に、大船渡市インターネット公有財産売却ガイドラインの内容に同意していただく必要があります。
 - ・ KSI 官公庁オークション 大船渡市ページの画面から、仮申し込みを行ってください。
また、入札保証金を所定の手続きに従ってクレジットカードで納付してください。
- ③ 入札参加本申し込み手続き
 - ・ 下記の書類に必要事項を記載のうえ、大船渡市教育委員会事務局学校教育課へ持参または郵送にて提出してください。
 - 公有財産売却一般競争入札申込書
 - 住民票のコピー（法人の場合は商業登記簿謄本のコピー）、印鑑登録証明書（印鑑証明書）のコピー、免許証のコピー、パスポートのコピーのうちいずれか1通
 - 委任状（代理人が手続きをする場合）（添付書類：委任者、受任者の印鑑登録証明書各1通）
- ④ 現地下見会 ・ 下見会は、物件の保管場所で行います。
 - ・ 日程等詳細については、KSI 官公庁オークション又は大船渡市ページでご確認いただき、参加してください。
- ⑤ 入札・ KSI 官公庁オークション大船渡市のページから、入札額を入力してください。
 - ・ 納付された入札保証金は、落札されなかった場合はお返しいたします。（カードの種類、決済の時期等により、いったん引き落としを行い、翌月に返還となる場合があります。）
- ⑥ 開札・ 落札者及び落札されなかった方に対して、開札結果通知を送信します。（KSI 自動送信）
 - ・ 落札者には、契約書や納入通知書等の必要書類を、入札確定後に郵送にてお送りいたします。
 - ・ 落札者の入札保証金は、契約保証金へ充当いたします。
- ⑦ 売買契約の締結 ・ 開札後にお送りする契約書へ「実印」を押印の上、返送してください。
 - ・ 契約を締結しなかった場合、契約保証金（入札保証金）は返金いたしません。 添付書類 印鑑登録証明書、商業登記簿謄本（法人の場合）
- ⑧ 売却代金の納付
 - ・ 開札後にお送りする納入通知書（記載の金額は、契約保証金を差し引いた金額となります）により、納期限内に納付書裏面に記載のある各金融機関にてお支払いください。
- ⑨ 所有権移転登録
 - ・ 売却代金の納入が確認できましたら、「譲渡証明書」を送付いたしますので、落札者様において、「自

動車の使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局等で登録の手続きを行ってください。

・登録に必要な費用（印紙代、税金、自賠責保険料等）は、落札者様のご負担となります。（車両は一時抹消登録した状態で引き渡します）

⑩ 引き渡し ・落札いただいた車両は、売却代金完納時の現況有姿で引き渡しいたします。

・輸送手段は、落札者様において手配し、ご負担ください。（車検有効期限の有無に関わらず、一時抹消登録をした状態で引き渡します。自走により運送する場合は、落札者様において仮ナンバー取得等の手続きを行ってください。車両の状態等により、エンジンがかかりにくい場合があります。予備バッテリー、ブースターケーブル等の必要機材は、落札者様においてご用意ください。）

・引き渡しの際には、落札者様ご本人である身分証（運転免許証、パスポート、保険証等）をご提示ください。なお、代理人が受け取りに来る場合には、落札者ご本人から代理人への委任状及び代理の方の身分証をお持ちください。 ・売却代金の納入後、売却物件引渡期限までに車両を引き取りください。

・売却代金の納入時に、公売財産の引渡しを受けない場合、「保管依頼書」を提出してください。

・車両の引き取り後、「受領書」を提出してください。

・引き渡しから2週間以内に名義変更を行い、手続き完了後に①証明書の写し、②車両に表示されている施設名称等を抹消したことが確認できる写真等を提出してください。

【重要】

売却した車両について、大船渡市は一切の契約不適合責任を負いません。

売却代金の返還、減額、返品、苦情等は一切応じることができませんので、十分ご留意の上、入札にご参加ください。

担当：〒022-0003

岩手県大船渡市盛町字津野沢 15

大船渡市教育委員会事務局学校教育課

電話 0192-27-3111 内線 292

FAX 0192-27-8878